

【新型コロナウイルス感染症についてのお願い】

来院される前に、ご確認ください。

次の症状がある方は、直接来院せずに、「帰国者・接触者相談センター」
電話相談窓口へご相談下さい。

●風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

●強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

なお、高齢者や基礎疾患等のある方は、上記状態が 2 日程度続く場合

「帰国者・接触者相談センター」電話相談窓口

●茨城県庁内:受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 00 分

名 称	連 絡 先
茨城県庁	029-301-3200

●県内保健所:受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 00 分

名 称	連 絡 先	所轄市町村
ひたちなか保健所	029-265-5515	ひたちなか市、東海村、 常陸太田市、常陸大宮市 那珂市、大子町
水戸保健所	029-241-0100	水戸市、笠間市、小美玉市、 茨城町、大洗町、城里町
日立保健所	0294-22-4188	日立市、高萩市、北茨城市

新型コロナウイルスに関する情報については、以下をご参照下さい

【内 閣 府 ホームページ】https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

【厚生労働省ホームページ】<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

【茨 城 県 ホームページ】<http://www.pref.ibaraki.jp/>